

# 別紙1 大田原市 部活動地域移行における兼職兼業の申請および報告の流れ

公立学校教職員が兼職兼業の許可を受けるためには、市教育委員会の関係規則に従い以下のようなプロセスが必要です。

		申請する教職員	校長	市教育委員会
申請	1	1 兼職兼業希望先団体からの依頼（※） 兼職兼業依頼書【様式1】（提出は任意） 2 校長と相談	1 本務への支障の有無などを確認 ⇒別紙2「兼職兼業における留意事項（確認用）」 の許可のポイントを使って確認 2 市教委と相談	1 校長からの相談を受ける
	2	①兼職兼業許可申請書【様式2】 ・校長に提出	・記載内容確認 ↓	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px;">                     兼職兼業の可否判定                      ・本務への支障の有無                      ・報酬額の妥当性 等                       兼職兼業の可否判定に基づき                      ②兼職兼業許可通知書【様式3・4】を作成                 </div>
	3		①兼職兼業許可申請書【様式2】 ・「校長の意見」を追記 ・市教委へ提出 (市教育委員会教育長宛て)	
	4	・校長から市教委の可否判定結果を受ける	・市教委からの可否判定結果を受ける	
	5			③兼職兼業発令について（報告）【様式5】 ・①②の写しを添えて県教委へ提出 (県教育委員会教育長宛て)
報告		(活動開始後) 兼職兼業に係る実績報告書【様式6】 ・校長に提出	・勤務内容を確認 (活動内容・時間について指導・助言を行う) ・市教委へ提出	・報告を受ける ・勤務内容を確認

※正式な契約書類（従事時間や報酬額が示されたもの）がある場合は、校長に提出することが望ましい。校長は、申請する教職員と団体との契約内容を確認した上で写しを保管し、原本を返却する。兼職兼業が許可された後も継続して従事時間や健康状態を確認し、適宜指導する。